

埼労基発0512第2号
令和2年5月12日

使用者団体等 殿

埼玉労働局労働基準部長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電子申請の一層の普及及び促進について（ご依頼）

日頃より、労働基準行政の推進に格別の御支援とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、その拡大範囲が全国に及び、4月7日に7都府県に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、4月16日には全ての都道府県に拡大されました。

これに伴い、爆発的な感染の拡大を防ぐために、可能な限りの外出自粛等が求められており、テレワークの活用など職場においても感染拡大防止に向けた取組が求められています。

このような中、従来より、労働基準法や最低賃金法などに定められた手続きのために、多くの使用者の方々に労働基準監督署の窓口にお越しいただいていることから、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、電子申請を利用した届出等を積極的に勧めることといたしました。

つきましては、本取組の趣旨を御理解の上、別添リーフレット（裏面に電子データの掲載場所を記載しています。）を貴会のホームページに掲載いただくなどにより、会員事業場に広く周知を行っていただきますよう、特段の御配意をお願い申し上げます。

裏面（リーフレットの掲載場所）

1 埼玉労働局ホームページをご覧ください。



2 ホームページの中央付近に新型コロナウイルス関連情報が掲載されています。「新型コロナウイルス関連情報一覧」をクリックして下さい。



3 2020年5月8日の「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、労働基準監督署への届出や申請は、電子申請を利用しましょう！」をクリックして下さい。



2020年05月08日 ▶ [新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、労働基準監督署への届出や申請は、電子申請を利用しましょう！](#) **NEW**